

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 10月1日施行 建設業許可もM&A対応

やっと建設業許可も人並みに **譲渡及び譲受、合併、分割、相続**ができるようになりました。今回の改正で、譲渡・合併・分割等や、相続に関する規定が新設されました。10月スタート。様式も整い、皆様のご要望に対応できるようになりました。

「建設業の働き方改革」(新担い手三法スタート)

行政処分の基準も変更されましたよ

長時間労働の是正のため 「工期の適正化等」

中央建設業審議会が、工期に関する基準の作成・勧告。また、「著しく短い工期」による請負契約の締結禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施します。皆さんよくご存じの通りです。これが「長時間労働の是正」対応です。建設業法第34条第2項。

個別判断として

- ① 休日や雨天による不稼働日など、中央審議会建設業において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- ② 過去の同種類工事の実績との比較
- ③ 建設業者が提出した工期の見積もりの内容の精査

工期のダンピング！ 禁止です

建設業者は、注文者に対し「工期も含む見積書」を交付し、工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記をします。

罰則 違反したら

注文者は、許可が必要な工事である場合に、この「著しく短い工期」による請負契約を締結した場合、許可行政庁(国交大臣・県知事)から勧告を受けることになり、勧告に従わない場合は、企業名を公表されることとなります。

なので 改正により、注文者は、建設工事について、「工期等に影響を及ぼす事項」があるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に必要な情報を提供しなければなりません。

「地中の状況等に関する事項」「設計に起因する調整に関する事項」「周辺環境に関する事項」「資材の調達に関する事項」⇒注文者があらかじめ知っているこれらの情報を建設業者に提供することにより、施工における手戻りを防止し、働き方改革の取り組みを推進です。

具体的には、国交省令で規定予定です。

現場の処遇改善のため 「現金払い」(建設業法第24条の3 下請代金の支払い)

社会保険への加入も建設業許可の要件となりましたね。

10月1日から元請負人は、下請代金のうち、「労務費相当分」については現金で支払はなければなりません。銀行振込でも、銀行振出小切手でも構いませんよ。当然と言えば、当然のことですが、実際はどうですか。昔から全額振込ですか、中には100万円未満は振込、残りは手形だったりとか。

皆様の「現場」(現状)を教えてください。(小泉潤一郎)

元気で、頑張ってドライバーさん続けてほしいですね。いい仕事です。

貨物担当：田口和雅

★運送業★ ドライバーの高齢化

コロナ禍といいながら物量は増え、業績拡大が続く運送業界ですが、年が経つにつれ平均年齢は上がり、若い人が入って来ず、深刻な人手不足や高齢化に悩まされています。

そのような中、求人にも年齢不問、経験者優遇で途中で応募できる年齢が比較的高く、いったん60歳で所属していた運送会社を定年退職したとしても、新たに別の運送会社に転職してトラックドライバーを続ける人もいます。


それなら定年を延長してドライバーが元気なうちは継続して働いてもらった方が会社にもドライバーさんにもいいのではないのでしょうか。

ただし、60歳を超えて運転してもらうにはリスクもあります。

	2010年	2019年
交通事故発生件数	55,013	30,467
高齢運転者(第一当事者交通事故発生件数)	6,979	5,524
事故全体に占める高齢運転者の事故割合	12.7%	18.1%

警視庁の統計では都内における高齢運転者が第一当事者となる交通事故発生件数は10年前に比べ自動ブレーキ等最新の技術が備わり減少していますが、高齢運転者による事故の割合は年々増加傾向にあります。それだけ高齢運転者が増えてきたということですね。

65歳以上の運転者の義務

- ① 運転者が65歳になったら66歳になるまでの間に適齢診断を受診する。
- ② 適齢診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に結果を基に特別な指導を行う。
- ③ 指導を行ったら必ず記録を残しておく(3年保存)  **重要**
- ④ その後、3年以内ごとに1回受診させ指導、記録を行う必要があります。



①～④は法律で定められた義務なので確実にやってくださいね。

さ らに安心して運転を続けてもらうために。

今の65歳といえばまだまだ現役で元気ですが、3年以内といわずに適齢診断を受診し、毎年の健康診断は人間ドック、脳ドックも併せて行えば、本人のみならず、ドライバーさんのご家族も、**50代の後輩**もきっと安心されます。**同業のドライバーさん**との会話で「うちの会社さあ、人間ドックと脳ドックもあるんだよ。」なんて言ってもらえたら、よその**元気で優秀なドライバーさん**が採用を希望されるかもしれません。

助 成金 2025年から義務になる定年延長を今から行えば助成金が支給される可能性があります。

A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上まで雇用 ABCの継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースがあります。60歳以上の従業員の人数や要件にもよりますが、最大で160万円の助成金がもらえる可能性もありますよ。

今まで、会社で頑張ってくれたドライバーさんです。元気で続けてほしいですね。

脳ドックについては、牟田事務所でもご紹介できます。お気軽にお問い合わせください。

★産廃業★

発生状況によって取扱いが変わる廃棄物
結構、勘違いしやすいので注意が必要です
産廃担当：白木慧恵

■急速に広まった太陽光発電 ～台風シーズンの事故・故障～

2012年7月のFIT法導入で、急速に広まった太陽光発電。使われる太陽光パネルも進化し、安くて丈夫なものが増えています。一方、近年多くなった集中豪雨での土砂崩れや、台風によるパネル損傷等の被害が多発しています。

■事故や災害での破損 ～一廃か？産廃か？建廃か？～

事故や災害で太陽光パネルが破損し、地上に落下してしまった場合等は太陽光発電の所有者自身が排出者となって廃棄することになります。**一般家庭の屋根から落下してしまった太陽光パネルは一般廃棄物**として扱わなくてはなりません。会社の屋根から落下してしまったら産業廃棄物。

では、一部破損してしまったから業者に交換を依頼したら？**産業廃棄物**に該当。しかも太陽光パネルの設置・交換は建設業の「屋根工事」か「電気工事」に該当するため、**排出事業者は元請業者**。

ちなみに、太陽光パネルを設置し売電を事業としているメガソーラーも、パネルの交換や撤去を行った場合、売電業者の排出した産業廃棄物ではなく、**交換・撤去を請け負った元請の産業廃棄物**として取扱わなくてはなりません。



■大量廃棄時代にむけて

一般に、太陽光パネルの寿命は20～30年程度とされ、2040年頃には大量廃棄のピークが来る予想されています。環境省は今後起こるとされる太陽光発電設備の大量廃棄に備えて、リサイクルの推進に向けたガイドラインを制定しています。

銀やガラスなどのリサイクル可能な部分も含まれている太陽光パネルですが、有害物質が含まれるケースもあります。パネルメーカー側がきちんと情報開示をしておらず、廃棄時に困るケースも多いため、情報共有の取り組みが進められています。

また、不法投棄防止の観点からFIT法では調達価格のうち「資本費の5%を廃棄等の費用として計上し積み立てる」という努力義務を設けていますが、これらの費用を確保していない事業者が多い現状があるため、第三者機関が外部で廃棄費用の積立をするといった施策も検討されています。

いずれにしても、環境にやさしい設備として魅力的な太陽光発電施設が、大量廃棄・不法投棄のリスクとなってしまうよう、早期の対策が重要になりますね！ガイドラインからの法整備が待たれます。



■暫定講習会 年度内は継続が決定！

新型コロナ感染拡大防止のため、2020年7月より暫定的に開催されていた産業廃棄物の講習会（暫定講習会）ですが、現在の感染状況を鑑み、10月以降～令和3年3月末まで継続される事が決まりました。9/10に新しい日程が公表され、10月以降の開催分は、JWのウェブサイトから申込み可能です。eラーニング受講+会場受験という新しい形の講習会、10月以降は県外からの受験制限も緩和され、より受講しやすくなっています。

★ビザ申請★ 入管申請大忙し！

最近、お客様から「コロナ感染症の影響で仕事を失った外国人から応募があった。有能な方なので採用したいがどうしたら良いか？」とのご相談を頂く機会が増えています。

先日も「外国人を採用したいが、うちの会社で働いてもらえる方なのか、きちんと確認しておきたい。」ということで就労資格証明書の交付申請を行いました。今回のケースでは他業種からの転職者でしたので準備する書類や資料も多く創意工夫をしての申請です。

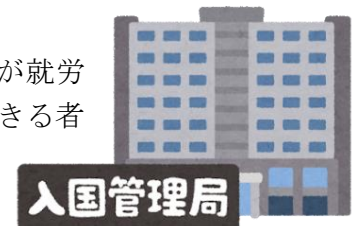
また、「**技能実習期間満了を目前に控えた方を、急速、特定技能に切り替えたい。**」とのご相談では、通常の手続き（半年程度）では不可能ですので、まずは在留資格「特定活動」に切り替えてから、更に「特定技能」に変更する等のご提案をさせて頂きました。

入管のお墨付き！就労資格証明書

在留資格制度では、在留資格ごとに働ける仕事の内容が定められており、もちろんオーバーステイの方は適法に働くことはできません。外国人を雇う側の方にとって雇おうとしている外国人が適法に働けるのか把握しておかないと、ある日突然帰国しないとイケないなんてことも・・・。

～就労資格証明書って何？～

外国人がどのような業務に就くことが出来るか入管が証明するのが就労資格証明書です。就労資格証明書を取得しておくことで適法に就労できる者かどうかの確認をすることができます。



～どのような場合に必要なの？～

本人が日本で別の会社に転職した場合、更新の際に新しい職場（転職先）とその仕事内容を入管に認めてもらう必要があります。その為、転職後も以前と同じ業種であれば更新も比較的スムーズに進みますが、例えば通訳だった方が工場での品質管理に転職するなど、全く違う内容の場合、更新が出来ないこともあります。

～安心して働いてもらいたい！～

就労ビザで働いている方が転職すると、その在留期間までは働いてもらうことができますが、まだ何年も在留期間がある場合には、就労資格証明書交付申請を行うと、新しい職場とその仕事内容について審査してもらえます。無事に就労資格証明書が交付されれば、安心して仕事に専念してもらえますし資格を取ったり役職を上げたりと安心してキャリアアップが図れます！更新直前になって準備に慌てたり、不安になる必要がありません。



在留資格も色々あり、要件も多岐にわたります。お考えの方は早目のご連絡をお願いします。